

# 岡山県障害者フライングディスク協会会則

## 第1章 名称と事務局

- (名 称) 第1条 本会は、岡山県障害者フライングディスク協会と称する。  
また、英語名は「OKAYAMA FLYINGDISC ASSOCIATION FOR THE DISABLED」略称OFADとする。
- (事務局) 第2条 本会は、その事務局を岡山市北区下足守1067番地に置く。

## 第2章 目的と事業

- (目 的) 第3条 本会は、すべての障がい者がフライングディスク競技を通じて、健全な心身の発達健康の維持増進・社会参加と自立を促進し、もって障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。
- (事 業) 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
(1) 障害者スポーツ県大会におけるフライングディスク競技の支援に関すること  
(2) 障害者フライングディスク指導者の養成に関すること  
(3) 障害者フライングディスクの普及及び振興に関すること  
(4) その他必要な事業に関すること

## 第3章 会 員

- (会 員) 第5条 本会は、次の会員を持って構成する。  
(1) 岡山県内に居住又は勤務するもので、本会の目的に賛同して入会した個人及び団体  
(2) 障害者スポーツの普及・振興に貢献し、理事会において推薦され総会で承認された者  
(3) 第5条2項に定める禁止事項に該当する場合は、理事会の議決を経て、当該会員は第5条1項に定める会員の権利を失う。
- 2 会員は本規約を遵守する他に以下の行為を行ってはならない。  
(1) 公序良俗に反する行為。  
(2) 集会、イベント等で、本会の名称を無断で使用する事。  
(3) 集会、イベント等に、本会に無断で参加する行為。  
(4) 本会に無断で報道機関・他団体に本会を代表する発言や参加を為す事。  
(5) 本会の活動に支障を来す言動、行為。  
(6) 本会の名称で直接の販売、サービスなどを実施する行為。  
(7) 本会と類似の組織の編成、活動をする行為。  
(8) 日本国及び該当地域の法令、条例に違反する行為。  
(9) その他、本会及び他の会員の名誉を傷つける行為。  
(10) 会費の未納が3年以上に及ぶとき

- (賛助会員) 第6条 本会の趣旨に賛同する個人及び団体

## 第4章 役 員

- (役 員) 第7条 本会に、次の役員を置く。  
会 長 1名                      副会長 2名  
理 事 15名以内                監 事 2名
- 2 理事および監事は相互に兼ねることができない。  
3 会長、副会長及び監事は、理事会において選出し、総会において選任する。  
4 会長は理事長を、副会長は副理事長を兼ねるものとする。  
5 理事は、会員の中から総会において選任する。

- (顧 問) 第8条 本会に顧問を置くことができる。  
2 顧問は、会長が委嘱する。

## 第5章 役員の仕事

- (任 務) 第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。  
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。  
3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。  
4 監事は、会計監査の任にあたる。  
5 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べるができる。
- (任 期) 第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。  
2 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。  
3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、そのまま職務を行うものとする。

- (事務の処理) 第11条 本会の事務を処理するため事務局を置く。  
2 事務局には、事務局長及び必要な事務局員を置く。  
3 事務局長及び事務局員は、会長が任免する。

## 第6章

- (会 議) 第12条 会議は、総会及び理事会とする。

(会議の招集) 第13条 会議は会長が招集する。

- 2 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(総会) 第14条 総会は次の事項を審議する。

- 一. 会の結成及び解散
  - 二. 会則の変更並びに会長、副会長、監事及び理事の選任の承認
  - 三. 事業計画、事業報告の承認及び予算決算の承認
  - 四. その他、本会の運営に関する重要事項
- 2 総会は、第5条に定める会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
  - 3 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(理事会) 第15条 理事会は、次の事項を審議する。

- 一. 会員の入会及び退会
  - 二. 総会に提出する議案
  - 三. 総会の決議で委任された事項
  - 四. その他、本会の運営に関する事項
- 2 会議は、第7条に定める理事の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
  - 3 理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
  - 4 理事会を構成する理事の3分の1以上又は、監事から会議の目的を示して請求があったときは、会長は理事会を招集しなければならない。
  - 5 軽易な事項については、会長が書面により表決を求めて理事会の決議に代えることができる。
  - 6 会長は、理事会において決議すべき事項で臨時急施を要し、理事会を招集するいとまがないと認めるときは、これを専決することができる。ただし、この場合は、次の理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

(議事録) 第16条 総会並びに理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は役員の現在数
- (3) 会議に出席した会員又は役員の氏名（表決委任者を含む）
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

## 第7章 会計

(資産) 第17条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(会費) 第18条 本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 団体会員 年額一口 5,000円
- (2) 個人会員 年額一口 1,000円
- (3) 団体賛助会員 年額一口 10,000円
- (4) 個人賛助会員 年額一口 5,000円

(会計年度) 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算) 第20条 本会の収支予算は、理事会の同意を得、総会の議決により定める。

- 2 収支決算は、年度終了後に監事の監査を経て理事会で承認を得、総会に報告しなければならない。

## 第8章 雑則

(会則の変更) 第21条 本会の会則を変更しようとするときは、理事会において出席者の3分の2以上の同意を得、総会での決議を得なければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第22条 本会は、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得、総会の議決を得た場合は、解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会並びに総会の議決をもって処分するものとする。

(細則) 第23条 本会の運営に必要な細則は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 本会則は、平成13年2月10日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第10条第1項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。
- 3 本会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、会則施行の日の翌日から平成13年3月31日までとする。
- 4 本会則は、平成18年4月16日から施行する。
- 5 本会則は、平成22年4月18日から施行する。
- 6 本会則は、平成26年4月18日から施行する。